

日 時	令和5年11月16日(木) 16:45~17:15 第17回経営会議
出席者	市長、平原副市長、城副市長、伊地知副市長、大久保副市長、政策局長、総務局長、財政局長
欠席者	なし
議 題	3 横浜みどり税条例の一部改正について【財政局】
議 事 要 旨	<p>【論点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度末で期限を迎える横浜みどり税条例については、横浜市税制調査会答申及び市民意見を踏まえ、次のとおり改正する。 <ul style="list-style-type: none"> ①横浜みどり税（市民税均等割超過課税）の課税期間を5年間延長する。（税率は現行と同様、個人900円・法人9%相当額） ②横浜みどり税条例で定める固定資産税等の軽減措置等（緑化基準を超える緑化、宅地内の農業用施設用地）の対象期間を5年間延長する。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市税制調査会の答申の内容は、「今後も樹林地買取等、緑の保全・創出に対応するための安定的な財源が必要である。」「次期計画における横浜みどり税必要額は142億円であり、現行と同じ個人900円、法人9%相当額でまかなえる。」「課税自主権の活用には定期的な検証が必要であり、5年間の延長とすることが妥当である。」などであった。 ・これからの緑の取組[2024-2028]（素案）に対する市民意見募集結果において、「取組に必要な財源を負担すること」には、個人・法人ともに約7割が肯定的であった。また、市連会・区連会や法人関係団体等にも意見聴取を行った。 <p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑を守るために市税を投入することについて、市民5,000人、法人5,000社を対象に幅広く意見聴取を行い、意見を聴取することができている。 <p>【結論】</p> <p><u>局案について了承。</u></p>